参考資料



1. 第 4 次厚真町総合計画改訂版策定経過

日付	開催内容
令和2年4月1日	・まちづくり推進課内に地方創生・復旧復興計画策定室 設置
4月24日	・第 1 回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第 1 回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
4月30日	・第 1 回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会 ・住まいの再建プログラム 事前打ち合わせ会議
5月7日	・第1回 地方創生・復旧復興計画策定室 地域の再生・復興専門部会
5月8日	・第 1 回 地方創生・復旧復興計画策定室 土地利用・国土強靱化専門部会
5月14日	・第2回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
5月27日	・第 2 回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第 2 回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
5月28日	・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会 ・第1回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月3日	・第2回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月18日	・第 4 回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
6月24日	・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第3回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
6月25日	・第3回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
6月30日	· 令和 2 年度第 1 回 厚真町胆振東部地震復旧·復興推進本部会議
7月9日	・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
7月31日-8月16日	・町民アンケート「復旧・復興とまちづくりに関するアンケート調査」実施
7月29日	・第 4 回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第 4 回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
7月30日	・第5回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
7月31日	・民間事業者との座談会(これからの厚真の創生について)
8月17日-9月3日	・第1回 計画改訂に際する担当課ヒアリング
8月26日	・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・第5回 地方創生・復旧復興計画策定室 被災の記憶の継承専門部会
8月27日	・第5回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
9月24日	・令和 2 年度第 1 回 厚真町まちづくり委員会
9月30日	・第6回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議
10月13日	· 令和 2 年度第 2 回 厚真町胆振東部地震復旧·復興推進本部会議
10月15日	・第4次厚真町総合計画改訂版の策定に係る事務打ち合わせ
10月16日	・議会全員協議会(第4次厚真町総合計画改訂版骨子(案)について)
10月29日	・第6回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議

日付	開催内容
11月4日	・第6回 地方創生・復旧復興計画策定室 人口減少対策・地方創生専門部会
11月6日	・職員勉強会(町民主体の復興まちづくりとその支援のあり方)
11月17日	・第 4 次厚真町総合計画改訂版の策定に係る事務打ち合わせ
11月18日-11月27日	・第2回 計画改訂に際する担当課ヒアリング
11月26日	・第7回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
12月2日	・第7回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議
12月4日	· 令和 2 年度第 3 回 厚真町胆振東部地震復旧·復興推進本部会議
12月9日	・令和 2 年度第 2 回 厚真町まちづくり委員会
12月11日	・議会全員協議会(第4次厚真町総合計画改訂版(素案)について)
12月22日	・第8回 地方創生・復旧復興計画策定室全体会議 ・令和2年度第4回 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議
令和3年1月12日	・令和 2 年度第 3 回 厚真町まちづくり委員会
1月15日	・議会全員協議会(第4次厚真町総合計画改訂版(素案)について)
1月18日-2月16日	・パブリックコメント実施
1月28日	・第8回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
2月19日	・議会全員協議会(パブリックコメント等の反映について)
2月25日	・第9回 住まいの再建プログラムコアメンバー会議
3月8日	・令和 3 年第 1 回議会定例会議案提出
3月24日	・令和 2 年度第 4 回 厚真町まちづくり委員会

2. 第 4 次厚真町総合計画改訂版および厚真町復旧・復興計画策定体制



3. 厚真町まちづくり委員会条例

昭和 49 年 3 月 13 日 条例第 26 号

(設置)

第1条 本町の社会、文化及び産業等に関する新しいまちづくり計画を樹立し、その完遂を期するため、厚真町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて町の新しいまちづくりについて審議し、又は意見を具申 するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 町教育委員会委員
 - (3) 町農業委員会委員
 - (4) 公共的団体の代表者
 - (5) その他学識経験を有する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。 附 則
- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 厚真町総合計画策定審議会条例(昭和46年条例第10号)は、廃止する。

4. 厚真町まちづくり委員会条例施行規則

平成 27 年 5 月 11 日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚真町まちづくり委員会条例(昭和49年条例第26号。以下「条例」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長が必要と認める場合は、条例第6条の規定による委員会に、関係者を出席させる ことができる。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

5. 厚真町まちづくり委員会アドバイザー設置要綱

平成 27 年 5 月 11 日 訓令第 10 号

(目的)

第1条 本町が策定するまちづくり計画全般について、助言・提言を得ることを目的として、厚 真町まちづくり委員会アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(委嘱)

- 第2条 アドバイザーは、学識経験を有する者又はまちづくりに関する専門的知識を有する者の うちから町長が委嘱する。
- 2 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 町長は、特別の事由があるときは、任期中であってもアドバイザーを解嘱することができる。 (職務)
- 第3条 アドバイザーは、町が設置する厚真町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について専門的な立場から助言・提言を行う。
 - (1) 委員会が所掌する事項に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項に関すること。

(報償及び費用弁償)

第4条 町は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で報償及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第5条 アドバイザーに関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

6. 町民アンケート実施概要

・対象者:無作為に抽出した18歳以上の町民800名

・実施期間:配布7月31日、回答期限8月16日

・実施方法:郵送配布、郵送回収

·回収数:309票(回収率38.6%)

・設問毎の集計結果

グラフ内のN値は設問毎の回答者数を示す

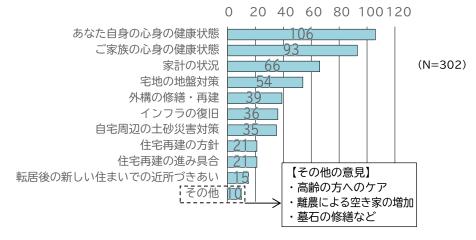
問1 1年前に比べ、下記の項目はそれぞれ回復したと思いますか。



問2 下記の項目について、今後の見通しに不安はありますか。

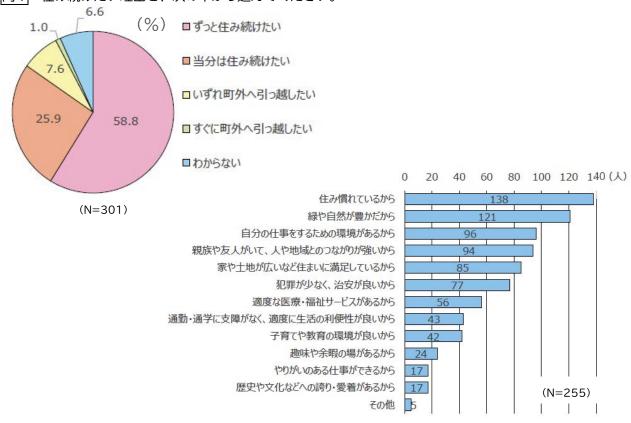


|問3| 現在、不安に思っていることはありますか。

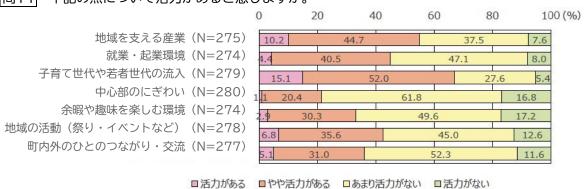


問6 あなたは、今後も厚真町に住み続けたいとお考えですか。

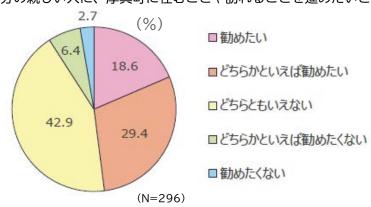
問7 住み続けたい理由を、次の中から選んでください。



問11 下記の点について活力があると感じますか。



問14 あなたは、自分の親しい人に、厚真町に住むことや訪れることを進めたいと思いますか。



用語説明

あ行

用語	説明
アーカイブ	図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料など、公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み。
あつまるねっと	学校や地域の教育活動に協力するボランティア、職場体験や職場見学などを行っている企業、その他団体、サークル、個人が参画する、地域学校協働本部の愛称。
インターンシップ	特定の職の経験を積むために、それが可能な企業等の組織で一定期間 就労すること。

か行

用語	説明
介護予防・日常生活支 援総合事業	介護保険の要支援ランクの要介護認定者に実施してきた介護予防を目 的とした介護サービスと、介護保険要介護認定者以外の介護予防事業 を、介護保険制度の中で総合的に提供する事業。
カーボンニュートラル	地球上の炭素の総量に変動をきたさない、CO2の排出と吸収がプラスマイナスゼロの状態。
関係人口	「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。人口減少・高齢化の地方圏において、地域づくりの担い手となることが期待されている。
企業版ふるさと納税	正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が自治体に寄付することで税負担が軽減される制度のこと。
緊急通報システム	70 歳以上の一人暮らしの方などを対象に設置している、急病など緊急な場合に簡易な操作で消防署に通報できる装置。
協働	複数の主体が、共通の目標のために力を合わせて活動すること。
業務継続計画(BCP)	Business Continuity Plan の略。災害など応急対策が必要な時に、 応急対策を行いながら、組織の通常業務をどう継続・再開させるかを 計画するもの。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。平成6年にそれを推奨する法が制定され、普及が図られている。
ゲートキーパー	自死対策において、身近な人の様子や心の変化に気づき、声掛けや見守り活動を行うとともに、専門職や相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。
健康寿命	平均寿命から、病気や要介護状態など健康上問題がある期間を差し引 いたもの。

用語	説明
後期高齢者医療保険	75歳以上の高齢者を対象に、それまでの老人保健制度に代わり、平成20年から導入されている医療制度。保険料収入が見込まないことから、各医療保険者からの拠出金などを主な財源に、公的医療制度として運営を継続していけるよう、都道府県単位に広域連合が設置され、運営主体となっている。
国立社会保障・人口問 題研究所	将来人口の推計などを専門的に行っている厚生労働省の部局の 1 つ。
コミュニティ・スクール	学校の運営や改革について、地域住民に積極的にかかわってもらって 一部を任せる形態の学校のこと。平成 16 年に地方教育行政に「学校 運営協議会」の任意設置が制度化され、学校運営に関して、教育委員 会や校長に意見を述べたり、校長の作成した方針等を承認するといっ た権限を与えられるようになった。

さ行

用語	説明
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源。
サテライトオフィス	企業等が本拠から離れた所に設置するオフィス。企業等は、自身の事業に益する目的で行うが、立地自治体にとっては、地域を振興する効果がある。
サービス付き高齢者向 け住宅	主に介護認定が自立あるいは要支援・要介護高齢者を受け入れる、バリアフリーの住宅。日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認やさまざまな生活支援サービスを受けることができる。
サポートカー補助金	交通事故を防止するため、70歳以上の高齢運転者を対象に「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を搭載する車両を購入した場合や「後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を整備した場合等の費用の一部を補助する制度。
市街化区域・市街化調 整区域	都市計画法上の区域区分で、市街化区域は、宅地整備など市街化を進めていく区域で、市街化調整区域は、農地の保全などのため、市街化を抑制していく区域。
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年) を期限とする国際目標。「誰一人として取り残さない」世界の実現を 理念に持続可能な社会を実現するため、経済、社会、環境をめぐる広 範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されている。
実質公債費比率	自治体の財政規模に対する負債返済の割合のこと。18%以上だと、 新たな起債をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと 起債が制限される。

用語	説明
集落支援員	その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を 有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、集落への「目配り」として、 集落の巡回、状況把握等を行う制度。集落点検の実施、住民と住民・住 民と市町村との間での話し合いを促進するなどの役割が期待されている。
情報通信技術(ICT)	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略。通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
新型コロナウイルス 感染症	新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感染症(COVID-19)。 令和3年3月現在、ヒトーヒト感染によって流行が世界的に広がっている。
スクラップ・アンド・ ビルド	一つの新しいことを始めるとき、負担を減らすために、すでにあることを一つ削減すること。
スクールカウンセラー	学校現場で、臨床心理の知見に基づき、児童生徒に向き合い教員と共 にサポートする専門スタッフ。
成年後見制度	民法の規定に従い、判断能力が不十分な方の行為能力を制限し、後見 人が法律行為を行うことにして、その方を保護するとともに取引の円 滑化を図る制度。
全国学力・学習状況調査	平成 19 年より日本全国の小 6、中 3 生全員を対象に行われているテストで、一般に「全国学力テスト」と呼ばれるが、学力・学習状況の調査的性格のあるテストである。
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査	平成 20 年より日本全国の小 5、中 2 生全員を対象に行われているスポーツテスト。一般には、「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれている。
Society5.0	狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会と して提唱された、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実 空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の 解決を両立する、人間中心の社会のこと。
ソーシャル・コミュニ ティビジネス	利潤を追求するだけでなく、社会問題(ソーシャルビジネス)や、地 域課題(コミュニティビジネス)の解決を目的とするビジネス。

た行

用語	説明
大規模償却資産	市町村が民間の土地、建物などに固定資産税を賦課する際、大規模な工場などが立地すれば、自治体の財政規模に対する影響が大きい。このため、一定規模の大規模な償却資産は、その変動の緩和や、税制格差の解消を図るために、地方税法上の特例が設けられている。
地域おこし協力隊	地方自治体が、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の 住民を自治体や協力事業所の職員として受け入れる制度。平成 21 年 度から制度化され、総務省が地方自治体に対して財政支援をしている。

用語	説明
地域おこし企業人交流 プログラム	三大都市圏に所在する企業等の社員が、過疎など一定の条件にあう市町村に 1 ~ 3 年間派遣され、自治体や協力事業所の職員として就労する制度。平成 24 年から制度化され、平成 26 年にこの制度名となっている。総務省が市町村に対して財政支援をしている。
地域ケア会議	公的サービスやボランティアによる支援が必要な人に対し、支援の担い手やコーディネーターが、その人の生活状況をふまえ、適切な支援 のあり方を検討する会議。
地域通貨	地域における消費の促進と相互扶助を主な目的として、その地域内に 限って流通し、決済手段などに利用される通貨。
地域BWA	地域広帯域移動無線アクセス(地域 BWA: Broadband Wireless Access)。2.5GHz 帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド(条件不利地域)の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。
地域包括ケアシステム	厚生労働省が普及をめざす高齢者支援の概念で、介護サービスだけでなく、様々な支援を重層的に組み合わせ、高齢者が、自立、要介護、要医療などのどんな状況であっても、地域で安心して暮らせる支援体制づくりをめざしている。
畜産クラスター	畜産農家をはじめ、飼料メーカー、機械メーカー、ヘルパー組合、行政、 JA など、地域の関係事業者がクラスター(ブドウの房)として連携・ 結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産の実現をめざすもの。
定住自立圏	平成 20 年から制度化された新しい広域行政のしくみで、中心市が中心市宣言を行い、その中心市と周辺市町村が連携協定を結ぶことで、広域連携事業を進めていく。
デジタル・アーカイブ	公文書などの公的資料に限らず、出版物や芸術作品といった文化財なども含む知的財産をデジタル化したうえで保存し、さらにそのデータを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組み。
デマンドバス	利用者の要求(デマンド)に対応して運行する形態のバス
デュアルスクール	地方と都市の両方のよさを教育活動に取り入れることができるよう、 地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開するこ とができる「新しい学校のかたち」のこと。
テレワーク	情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定健康診查·特定保健 指導	内臓脂肪症候群(メタボリック・シンドローム)対策に重点を置いた健康診査と保健指導。平成 20 年から医療保険者が実施していくことが義務化され、市町村では国民健康保険の保険者として、被保険者を対象に実施している。

な行

用語	説明
二次医療圏	二次医療は、身近な場所での一次医療、重篤な患者への三次医療の中間に 位置する医療。厚真町は、苫小牧市を中心とする二次医療圏に所属している。
二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル。
認定こども園	幼稚園は $3\sim 5$ 歳児を対象とした幼児教育の場、保育所は共働き家庭等の $0\sim 5$ 歳児を対象とした保育の場という制度の二元化による課題を解決するために平成 18 年にできた制度。幼稚園と保育所の両方を制度上兼ねる。

は行

用語	説明
バイオマス	エネルギー源として利用できる生物体、また、それらの生物体をそのように利用すること。
8050 問題	80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢化した親がひきこもりの中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じ一家が孤立・困窮する例が増加している。
パブリックコメント	公的な機関が規則や計画の制定等をする際に、制定前に、広く公に、 意見・情報・改善案などを求める手続を行うこと。
光ファイバー	石英ガラスなどを用いた通信ケーブルで、大容量の電子データの高速 通信を行うことができる。
PDCA サイクル	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返し、計画を運用していく方式。
PPP(官民連携)	「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本やノウハウを活用により効率化やサービスの向上が期待される。
5G	5th Generation(第5世代移動通信システム)の略で、次世代の通信規格のこと。「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」という3つの異なる要求条件に対応することが可能な優れた柔軟性を持つネットワークである。
福祉的就労	企業などで労働契約を結んで働く一般就労が難しい人が、生きがいづ くりや心身の機能向上などを主な目的として就労すること。
フットパス	イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための小径 (こみち)」のこと。

ま行

用語	説明
ママ・サポート 119	妊婦事前登録者情報届出により、出産までの間の緊急時の救急搬送体制を確立する仕組み。緊急性があると判断したときは、出産予定医療機関へ救急搬送する。

参考資料

や行

用語	説明
U・Iターン	U ターンは、出身地に戻って定住すること。 I ターンは、出身地以外のところに移住し、定住すること。

ら行

用語	説明
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの それぞれの段階。
老老介護	65 歳以上の高齢者を同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態のことで、「高齢の妻が高齢の夫を介護する」「65 歳以上の子供がさらに高齢の親を介護する」などのケースがある。
ローカルキャリア	都市において 1 つの組織のなかでキャリアを形成する生き方ではなく、多様な働き方で地域と関わりながら働き生きること。
ローカル 5G	通信事業者以外の様々な主体(地域の企業や自治体等)が、自ら 5G システムを構築するもの。
ローカルベンチャー	様々な地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業した ベンチャー企業。
ローリング方式	複数年にわたる計画などに対し、毎年度修正や補完などを行うことで、 変化する経済・社会情勢に対応し、計画と現実が大きくずれることを 防ぐやり方。

わ行

用語	説明
ワーケーション	「Work(仕事)」と「Vacation(休暇)」を組み合わせた造語。観光
	地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働く過ごし方。